

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和3年5月20日（令和3年（独個）諮問第33号），同月28日（同第39号），同年6月18日（同第40号）及び同年8月2日（同第51号）

答申日：令和4年1月20日（令和3年度（独個）答申第66号ないし同第69号）

事件名：本人に係る特定文書番号の文書等の不訂正決定に関する件
本人に係る特定文書番号の文書等の不訂正決定に関する件
本人に係る特定文書番号の文書等の不訂正決定に関する件
本人に係る特定文書番号の文書等の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1ないし文書10に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく各訂正請求に対し、令和3年3月18日付け2高障求発第482号及び同第483号、同月31日付け同第517号、同年4月22日付け3高障求発第48号及び同第49号並びに同年6月3日付け同第141号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不訂正決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

ア 原処分1及び原処分2

（ア）本件決定通知書において「当機構に開示決定を行い、開示を受けた保有個人情報でない」と書かれているが開示請求を経ていないことは事実である。しかし本件訂正請求文書はいずれも（中略）作成した法人文書であり別の開示請求あるいは審査請求を経て入手した

保有個人情報を記す法人文書であることは疑いのない事実である。

(イ) また(中略)開示請求を経ていないことをもって訂正請求に応じていないが機構において「個人情報の取扱いに関する規程」がありその23条に「誤りの訂正」が定められている(資料A)。従って仮に法に即さないとしても前述した規程23条に基づき虚偽記載を訂正しなければならないはずである。

(ウ) 以上のとおり虚偽記載を訂正していない原処分1及び原処分2は失当であり取り消されなければならない。

(エ) 略

(以下略)

イ 原処分3

(ア) 本件決定通知書において「当機構に開示決定を行い、開示を受けた保有個人情報でない」と書かれているが開示請求を経ていないことは事実である。しかし本件訂正請求文書はいずれも(中略)作成した法人文書であり不作為に係る審査請求書7回目(資料3)を経て入手した保有個人情報を記す法人文書であることは疑いのない事実である。

(イ) また(中略)開示請求を経ていないことをもって訂正請求に応じていないが機構において「個人情報の取扱いに関する規程」がありその23条に「誤りの訂正」が定められている(資料2)。従って仮に法に即さないとしても前述した規程23条に基づき虚偽記載を訂正しなければならない。

(ウ) 以上のとおり虚偽記載を訂正していない原処分3は失当であり取り消されなければならない。

(エ) 略

(以下略)

ウ 原処分4及び原処分5

(ア) 本件決定通知書において「当機構に開示決定を行い、開示を受けた保有個人情報でない」と書かれているが開示請求を経ていないことは事実である。しかし本件訂正請求文書はいずれも(中略)作成した法人文書でありなおかつ不作為に係る審査請求書8及び9回目(資料A及びB)を経て交付された保有個人情報を記す法人文書であることは疑いのない事実である。

(イ) また(中略)開示請求を経ていないことをもって訂正請求に応じていないが機構において「個人情報の取扱いに関する規程」がありその23条に「誤りの訂正」が定められている(資料C)。従って仮に法に即さないとしても前述した規程23条に基づき虚偽記載を訂正しなければならない。

(ウ) 以上のとおり虚偽記載を訂正していない原処分4及び原処分5は失当であり取り消されなければならない。

(エ) 略

(以下略)

エ 原処分6

(ア) 本件決定通知書において「当機構に開示決定を行い、開示を受けた保有個人情報でない」と書かれているが開示請求を経ていないことは事実である。しかし本件訂正請求文書はいずれも(中略)作成した保有個人情報を記す法人文書であることは疑いのない事実である。

(イ) (中略) 開示請求を経ていないことをもって訂正請求に応じていないが機構において「個人情報の取扱いに関する規程」がありその23条に「誤りの訂正」が定められている(資料6)。従って仮に法に即さないとしても前述した規程23条に基づき虚偽記載を訂正しなければならない。

(ウ) 以上のとおり虚偽記載を訂正していない原処分6は失当であり取り消されなければならない。

(エ) 略

(オ) 最後に本件延長通知書が法的に無効であることについても補記しておく。当該書において延長期限が定められているがそれは法定されている30日以内ではない。当該書の作成日は4月22日であるので延長できる法定期限は5月22日である。ただし5月22日は土曜日であるので実際は5月24日月曜日である。しかし(中略)当該書において6月7日と定めているのでこれは前述したとおり法定期限を超過しておりそれ故に当該書は法的に無効でありまた延長自体も法的に無効である(資料7)。そもそも延長以前に訂正請求に係る事務処理を30日以内に済ませなければならないにも関わらずそれを済ませられないこと自体も違法である。当該書において「事務処理状況により」と書かれているがいかなる事務処理状況であるのか、それが遅滞しているのは何故か、事務処理云々ではなくただの懈怠ではないのかという疑義が生じるがその内情は何も記されていないので全く不明である。(中略)

(以下略)

(2) 意見書(原処分6)

本件理由説明書(下記第3の2)を以下のとおり論駁する。

ア 「受付日」について審査請求人は不知である。

イ 「期限の延長」と書かれているがこれは上記(1)エ(オ)において糾弾している通り法的に無効である。また諮問庁がw e b s i t e

に公表している「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」にも下記の通り定められているが延長せざるを得ない「事情」は本件延長通知書に何一つ書かれていないのでそれ故に当該通知書はまず当該要領に違反しており次いで行政手続法8条1項にも違反している。(中略)

ウ 「期日」と書かれているが正しくは「期限」である。(中略)

エ 「法27条1項に該当せず」と書かれているが(中略)指摘しているのは同条1項1号のみであり同条1項2号及び3号にも該当しないのか否かについて検討されていない。従って同条1項1号に該当しないとしても同条1項2号及び3号にも該当しないのか否かについて検討されていないので「法27条1項に該当せず」と主張する事は出来ない。仮にそれを主張するのであれば前述したとおり同条1項2号及び3号にも該当しないのか否かについて検討しなければならないが(中略)それを行っておらずそれ故に本件理由説明書、本件決定通知書及び本件情報提供書にもそれは何一つ書かれておらずこれは行政手続法8条1項に違反している。

オ また法33条及び34条において「事案の移送」が定められているが(中略)これも検討しておらずそれ故に本件理由説明書、本件決定通知書及び本件情報提供書にもそれは何一つ書かれておらずこれも行政手続法8条1項に違反している。

カ 更に法によらずとも虚偽記載を訂正しなければならない根拠は存在しそれは上記(1)エ(イ)に書いているとおりである。

キ 以上のとおり諮問庁(中略)は法27条1項1号のみに該当しないことをもって原処分6を行っているが前述したとおり①同条1項2号及び3号にも該当しないのか否かについて検討しておらず②「事案の移送」(同法33条及び34条)も検討しておらず③「個人情報の取扱いに関する規程」23条(資料6)検討していないので原処分6は違法かつ失当であり取り消されなければならない。

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 原処分1ないし原処分5

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

原処分1及び原処分2は、令和3年2月6日及び同月7日付け(受付日同月16日)審査請求人から法28条1項の規定に基づく4件の保有個人情報の訂正請求が、原処分3は、同月21日付け(受付日同年3月3日)審査請求人から法28条1項の規定に基づく1件の保有個人情報の訂正請求が、原処分4及び原処分5は、同年3月12日及び同月14日付け(受付日同月23日)審査請求人から法28条1項の規定に基づく保有個人情

報の訂正請求がそれぞれ1件ずつあり、本件対象保有個人情報記録された法人文書（文書1ないし文書7）を確認したところ、機構が審査請求人又は情報公開・個人情報保護審査会あて通知した文書であって、法27条1項に規定する開示決定に基づき開示した保有個人情報ではない。

そのため、「保有個人情報訂正請求書について（情報提供）」により、不適法である旨情報提供を行ったが、返送期限までに審査請求人から取消申出書の送付がなかったため、原処分1ないし原処分5を行ったものである。

審査請求人は、原処分1ないし原処分5の取消しを求め、同年4月3日付け（受付日同月7日）、同月23日付け（受付日同月28日）、同年5月13日付け（受付日同月18日）審査請求を行ったものであるが、不訂正決定とした原処分1ないし原処分5は妥当である。

2 原処分6

本件審査請求にあっては、以下の理由により原処分維持が適当であると考えられる。

令和3年4月3日付け（受付日同月7日）審査請求人から保有個人情報の訂正請求があり、これに対し機構は、「保有個人情報訂正決定等の期限の延長について（通知）」により期限の延長を通知したうえで、本件対象保有個人情報に該当する3件の文書（文書8ないし文書10）を確認した。

これらの文書は、機構が審査請求人又は情報公開・個人情報保護審査会あて通知した文書であって、法による開示決定に基づき開示した保有個人情報ではない。

機構は、「保有個人情報訂正請求書について（情報提供）」により、不適法である旨情報提供を行ったところ、審査請求人から期日までに取り消しの申し出がなかった。

当該訂正請求は法27条1項に該当せず不適法であるため、法30条2項の規定に基づき「保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）」により不訂正決定としたものであり、原処分6は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和3年5月20日 諮問の受理（令和3年（独個）諮問第33号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月28日 諮問の受理（令和3年（独個）諮問第39号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 同年6月18日 諮問の受理（令和3年（独個）諮問第40号）

- 号)
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)
 - ⑦ 同年 8 月 2 日 諮問の受理 (令和 3 年 (独個) 諮問第 5 1 号)
 - ⑧ 同日 諮問庁から理由説明書を収受 (同上)
 - ⑨ 同月 2 5 日 審査請求人から意見書及び資料を収受 (同上)
 - ⑩ 同年 1 2 月 2 2 日 審議 (令和 3 年 (独個) 諮問第 3 3 号, 同第 3 9 号, 同第 4 0 号及び同第 5 1 号)
 - ⑪ 令和 4 年 1 月 1 4 日 令和 3 年 (独個) 諮問第 3 3 号, 同第 3 9 号, 同第 4 0 号及び同第 5 1 号の併合並びに審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各訂正請求について

本件各訂正請求に対し、処分庁は、法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の訂正請求ではないとして、不訂正とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 法 2 7 条 1 項における訂正請求対象保有個人情報について

法 2 7 条 1 項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときは、当該個人情報の訂正請求を行うことができるとしているが、その対象となる保有個人情報は、同項 1 号ないし 3 号に掲げるものに限るものとしており、これら各号の規定は、いずれも法による開示決定又は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律による開示決定 (行政機関に事案が移送された場合) を受けた保有個人情報であることを訂正請求権行使の要件としている。

その趣旨については、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保するため、訂正請求に当たって、法による開示請求・開示決定を前置させることとしたものであると解される。

(2) 訂正請求対象保有個人情報該当性について

ア 諮問庁は、上記第 3 において、審査請求人が訂正を求める本件対象保有個人情報は、法 2 7 条 1 項各号に掲げる保有個人情報には該当しない旨説明する。

イ また、原処分に係る各保有個人情報訂正請求書の「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の欄には、「開示決定に基づき開示を

受けた保有個人情報の名称等」として、別紙に掲げる文書が記載されているものの、いずれも「開示決定通知書の文書番号及び日付」として、「開示決定通知書は存在しない。」と記載されていることが認められる。

ウ 当審査会において、諮問庁から別紙に掲げる文書の提示を受けて確認したところ、機構が審査請求人及び当審査会宛てに通知した文書であると認められ、当該文書に記録された保有個人情報は、審査請求人が法に基づき機構から開示決定を受けた保有個人情報ではないとする諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。また、法22条1項の規定に基づいて機構から行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律2条1項に規定する行政機関の長に事案を移送し、当該行政機関の長から開示を受けた保有個人情報や、法25条に規定する他の法令の規定に基づき開示を受けた保有個人情報であると認めるべき事情も存しない。

エ したがって、本件対象保有個人情報は、法27条1項各号のいずれにも該当せず、同項に規定する訂正請求の対象となるものではないと認められることから、当該情報の訂正請求につき、不訂正とした原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件各不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法27条1項各号のいずれにも該当しないとして不訂正とした各決定については、本件対象保有個人情報は、同項各号のいずれにも該当しないと認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲

別紙 本件対象保有個人情報記録された法人文書

- 文書 1 1 高障求発第 3 8 2 号
- 文書 2 理由説明書（令和 2 年（独個）諮問第 1 8 号）
- 文書 3 2 高障求発第 3 3 0 号
- 文書 4 2 高障求発第 3 9 3 号
- 文書 5 2 高障求発第 4 1 8 号
- 文書 6 2 高障求発第 4 3 9 号
- 文書 7 2 高障求発第 4 6 7 号
- 文書 8 1 高障求発第 2 3 0 号
- 文書 9 令和 2 年（独個）諮問第 4 号 理由説明書
- 文書 1 0 令和 2 年（独個）諮問第 1 8 号 理由説明書